



月報

8

缶詰問屋協会

(43 . 8 . 31 . №20 VOL. 2)

◇ 目 次 ◇

8月の行事一覧表	1
◇ 果実部会	2
◇ 在京蔬菜部会	8
◇ 公正取引協議会に関する缶詰協下打合せ	6
◇ 公正取引協議会団体間打合せ	7
◇ 公正競争規約の認定	9
食品かん詰の表示に関する公正競争規約	10
◇ 缶詰JAS連絡協議会(仮称)設立準備会	16
◇ フルーツショー打合せ	19
◇ ホワイトツナ油漬、アスパラガス、スイートコーン 開拓展示見本試食懇談会	24
◇ 缶詰共同宣伝連絡事項	25
◇ 農林省とのJASについての懇談会	32
◇ 農林省、鈴木洋酒店の配送機構を見学	38
会 員 消 息	39
関連団体報知	41

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京 (273) 9 2 8 9 番

8 月の行事一覽表

公正取引協議会 金缶協下打合会	8月 5日	10.30～11.30時	北洋商会	会長副会長以下 5名
共同宣伝展示即売 打合会	8月 5日	13.00～15.30時	製缶協	
公正取引協議会 団体間打合会	8月 6日	13.30～16.30時	北洋商会	日缶協 3名 製缶協 1名 全缶協 4名
共同宣伝専門 小委員会	8月14日	13.30～	製缶協	
果実部会	8月23日	10.30～13.00時	北洋商会	
農林省との J A S 懇談会	8月26日	11.30～	松本楼	農林省 3名 業界側 18名
農林省鈴木洋酒店 見学	8月26日	14.30～	鈴木洋酒店	
共同宣伝大阪地区 報告会	8月26日	14.00～16.00時	日缶協 関西支部	全缶協 8名
共同宣伝打合会	8月27日	13.30～	製缶協	
フルーツショ打合会	8月28日	10.30～	北洋商会	全缶協 5名 朝日、小田急 5名
J A S 連絡協議会 準備会	8月28日	13.30～16.30時	日缶協	農林省 2名 業界側 14名
在京蔬菜部会	8月31日	13.30～15.00時	北洋商会	
公正競争規約の 認定	8月30日			申請 3 団体

9 月の行事予定

公正競争規約告示	9月 2日			
台湾産箱詰 開缶研究会	9月 3日	14.00～16.00時	東京都中 小企業会館	
在京普及果実 共同部会	9月 5日	13.30～15.30時	北洋商会	
在京規格部会	9月 5日	15.30～17.00時	〃	
「フルーツショー」 遊園地見学	9月 7日	10.00～	向ヶ丘遊園地	
ホワイトツナ油漬アス パラガス、スイートコー ン詰開缶展示見 本試食懇談会	9月17日	14.00～16.00時 14.30～15.30時 (懇談会)	東京 商工会 議所	

果 実 部 会

日 時 昭和43年8月23日 10.30~13.00時

場 所 ㈱北洋商会 7階会議室

- 議 題
1. 新物桃缶詰に関する情報交換
 2. その他

※ 部 会 討 議 の 概 要

白桃缶詰の生産もいよいよ終盤を迎え、生産数量の検討と、仕切価格などについて慎重審議が行なわれた。

1. 生産数量について

労務事情、原料の遅れによる操業日数の短縮等で減産必至と伝えられているが、しかしことしは生市場向けが不振であつたため、加工向に回り原料は順調であつた。生産数量は430万~450万函との見方で、地区的には東北地区は減産だが、静岡は大巾に増え、西日本地区も増産された模様であり、従つて東北地区以外の産地が、東北地区の減産をどこまでカバー出来るかが注目されることとなつた。

2. 原料価格について

福島、山形の原料価格の動きは、キロ30円位からスタートし、出回りが遅れたためキロ40円の高値がでたが、ピークには30円、25円、20円と下げ、この25円~20円の期間は8月11日~17日の一週間で13日~17日は20円でありピーク時の平均価格は25円位で出回り、終盤に来て30円~33円と上つてきている。本年は原料の入荷には多少の波があつた

が、原料価格自体は期待通りの価格であり、問題はなかつた。なお昨年の原料の腐れは平均で20～30%も腐らせたが、ことしは5%前後の通常腐敗率である。

3. 仕切価格について

7月迄の生産分については、先に全缶協が希望していた47円50銭という価格が妥当な線であつたが、8月以降の状勢の変化により、パツカー側は全糖65円、併用55円という要望が個々に来ている。これはこのいい分がそのまま通るという気持ではなく、一応の線をだしたものと考えられ、種々検討の結果、市場の吸い込みが悪いということ、年越し後の市況も問題であり、55円の売りは困難な情勢から平均一本の価格を50円前後の線を前提として、各社個々に交渉するということになつた。

在 京 蔬 菜 部 会

日 時 昭和43年7月31日 13.30～15.00時
場 所 ㈱北洋商会 7階会議室
議 題 1. 新物スイートコン缶詰に関する件
2. その他

※ 部 会 討 議 の 概 要

この部会は、9月3日に北海道缶詰工協組、農産部会が札幌で新物スイートコン缶詰についての部会を開くことになつており、前もつて全缶協側として意見統一をはかるため、急遽、在京蔬菜部会が開かれたもの。

1. スイートコーン作柄、生産見通しについて

スイートコーンは、5月上旬に種蒔きが行なわれたが、8月上旬に至り低温で曇りの日が続き、その後天候をもちなおし、8月20日頃には、平年作が見込まれたが、21～22日道南に集中豪雨があり、低温となり、さらに7号台風の影響で道南は3割位がたおされたといわれている。作付面積は昨年4,170ヘクタールであったが、本年は3,810ヘクタール、そのうち契約栽培は1,970ヘクタールである。収穫も昨年の3,360トンに対し本年は1割位の減となる予想であるが、それ以上に減るとの見方もある。本年は冷凍コーンの意欲が旺盛でそのためには原料の手当では相当骨がおれるのではないかとの見方である。ことし各社の計画を総合してみると、44万函見当だが、40万函位になるだろうとの推測もある。本年度は在庫を含めて55万函程度販売対象となり久し振りに需要と供給のバランスがとれる年として期待されている。損をするという心配は一応なくなつたわけである。

2. 在庫と価格について

在庫状況は現在155,000函～200,000函程度と推定され、昨年同期より1割5分以上の在庫となつているが、価格については昨年の小売価格が限度であり、それ以上の高値となると輸入物が多量に出回り市場混乱を招く恐れがあること、また、減産ということから無理して悪い原料を使い粗悪品をつくるといった懸念もあり、これから伸びる商品だけに十分気を付けるべきであるとの結論であつた。

なおこの部会での検討の結果を9月2日付で、日本農産缶詰工業組合スイートコーン部会、日本缶詰協会、スイートコーン委員会、宛に要望書を提出、またその写として、北海道製缶株式会社にも送付し問屋側の考え方について協力を要請した。要望の要旨は次の通りである。

新物スイートコーン缶詰に関する件

拝啓 初秋の候ますますご隆昌にて大慶に存じます。

いよいよ新物スイートコーン缶詰の製造シーズンを迎えてご多忙のことと推察申し上げます。

さて、首題の件につきましては去る8月31日弊協会にて緊急蔬菜部会を開き打合せましたところ次のような結論となりましたのでその結果をお知らせ致しますとともに、何卒市況安定化のため積極的なご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

1. 在庫について

現時点におけるスイートコーン缶詰の在庫は昨年同期より1割5分から2割程度上回った在庫数量である。

2. 新物価格について

本年新物スイートコーン缶詰の生産は減産見通しのようであるが新物価格は種々の観点から分析して昨年並みの価格が望ましい。

特に本年の新物価格の出方によつては輸入品の大量出回りが懸念される。

3. 品質について

本年は生産予想から見て久しぶりに供給と需要のバランスが取れるのではないかと期待されるが、将来性ある缶詰として共同宣伝にも取りあげられている製品であり、品質には充分にご留意願いたい。

以上の点につき販売側の卒直な希望をお伝え致しましたが、スイートコーン缶詰の今後の発展のためにも是非とも格別のご配慮を下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

公正取引協議会に関する全缶協下打合会

日時 昭和43年8月5日 10.00~13.00時
場所 (株)北洋商会 7階会議室
議案 1. 食品缶詰取引協議会規則の件
2. その他
出席 全国缶詰問屋協会 会長 浅井二郎氏
副会長 中山良助氏
(株)明治屋 食品課長 高崎康二氏
全国缶詰問屋協会専務理事 北田久雄氏
中沢和雄

※ 下打合会の概要

この下打合会は8月6日(株)北洋商会の会議室で開かれる公正競争規約申請団体間での「全国食品缶詰公正取引協議会規則(案)」についての打合会に備え、内部的に同協議会設立準備に関する進行状況の報告と全缶協としての協議会規則(案)に対する最終的な煮詰めを行なう目的で開かれたもので、協議会規則(案)を逐条審議し、運営委員のあり方、構成などについて全缶協側の意見統一を行なったもの。

1. 運営方法について

協議会の運営方法とその構成については、去る7月25日に全缶協側の打合会を開き、運営委員を地区割制とし、運営委員会が総会を代行するという考え方は協議会の目的たる周知徹底を欠くおそれがあるとし、基本的には会員による総会制を考えていたが、8月5日の下打合会では、あらゆる角度か

ら検討した結果、運営委員の中からさらに常任委員を置き、運営の円滑化を図るのが好ましいあり方ではないかとの話合いに落ち着きそれを基本とし各条項の検討を行なった。

2. そ の 他

第11条の役員を選任についてはあくまで公正競争規約の番人であるとの立場で検討するよう関連団体との連絡を図る。また地区毎の定員数については単に頭割りの比例でなく50%を地区割により、50%は事業的規模、運営に適正な立場の人などを考慮してゆくよう呼びかけることになった。

なお常任運営委員会の構成メンバーは、関係団体事務局から6人程度が選出される場合は、業者側から10人程度を考慮し円滑な運営に当るよう提言することになった。

公正取引協議会団体間打合せ

日 時 昭和43年8月6日 13.30~16.30 時

場 所 (株)北洋商会 7階会議室

議 案 1. 食品缶詰取引協議会規則の件

2. そ の 他

出 席 日本缶詰協会 専務理事 隅野 勇 氏

" 常務理事 東峰 勝雄 氏

" 渡辺 麟太郎 氏

日本製缶協会 専務理事 阿江 伸三 氏

全国缶詰問屋協会 会 長 浅井 二郎 氏

" 副会長 中山 良助 氏

※ 打合会の概要

前日の全缶協の打合せでは、運営機関が一番大きな問題点であるとされ、業者代表を含めた常任運営委員会を設けて、ここで直接の業務を処理していく。これは地区委員とは別個の決定権を持った中央機関にするという考え方で、こうした運営方法をとるべきであるとの結論により、この打合会で日缶協、製缶協の2団体にこうした考え方を伝えたところ、特に異議なく、常任運営委員会を設置するという方向に煮詰つてきた。

1. 役員の定数及び構成

- | | | |
|-----------|-------|-------|
| 1) 運営委員 | 60人以上 | 80人以内 |
| 2) 常任運営委員 | 10人以上 | 20人以内 |
| 3) 監事 | 3人以上 | 5人以内 |

なお運営委員は総会において地区毎の定員数を定め、会員のうちより選任する。地区は原則として公正取引委員会の地区と同一地区とし、運営委員のうち8人以内を学識経験者より任命することができることとする。また監事は総会において会員のうちより選任し、会長、副会長および常任運営委員は総会において運営委員のうちから互選するなどの基本線がまとめられた。

2. 常任委員会の構成及びその業務

会長→常任運営委員会→運営委員会=総会(会員には通知のみ)

(執行機関) (決定)

常任運営委員は、総体的な立場に立ち業務を行うが、その委員には各団体事

務局から5～6名を予定し、また事務局だけでなく業者側からも何名かのものが常任運営委員となる。その人員は大体メーカー6名、問屋3名、貿易1名で、合計15～16名程度が適当との話合いとなった。

なお常任運営委員長は、特に設けずその都度座長を互選する。

3. その他

この日の打合せ結果は、日缶協において整理し、あらためて再度検討することになっている。

公正競争規約の認定

公正競争規約も正式に公取委から認定され、9月2日の官報に告示される運びとなった。

なお公正取引委員会からは申請3団体に対し、認定書が寄せられたが、その認定書および「食品かん詰の表示に関する公正競争規約の全文は次の通りである。

43公取景第868号

昭和43年8月30日

社団法人 日本缶詰協会

会長 田上東稲殿

全国缶詰問屋協会

会長 浅井二郎殿

日本製缶協会

会長 高碓芳郎殿

公正取引委員会

委員長 山田 精一

「食品かん詰の表示に関する公正競争規約」の認定書

昭和43年5月23日付で、不当景品類及び不当表示防止法第10条第1項の規定に基づき認定申請のあった「食品かん詰の表示に関する公正競争規約」は、同条第2項各号に規定する認定要件に適合していると認められるので認定する。

食品かん詰の表示に関する公正競争規約

(目的)

第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条第1項の規定に基づき、食品かん詰の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、食品かん詰業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において「食品かん詰」とは、食品(酒税法(昭和28年法律第6号)に規定する酒類、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭

和26年厚生省令第52号)に規定する乳及び乳製品、薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品並びに全国食品缶詰公正取引協議会規則(以下「規則」という。)で指定した飲料類及び飲料用のし好品並びに菓子類を除くすべての飲食物をいう。)をかん又はびんに密封し、加熱殺菌したものと並びにジャム、マーマレード、つくだ煮、くん製品、つけ物、塩蔵品及びこれらに類するものをかん又はびんに密封したものをいう。

2.この規約において「事業者」とは、食品かん詰を製造し、又は販売し、若しくは輸入して販売する事業者をいう。

(必要な標示事項)

第3条 事業者は、食品かん詰(輸入食品かん詰は除く。)の容器又は包装に、次の表にかかげる事項をそれぞれの基準に従い、邦文で、外部から見易い場所に、明瞭に標示しなければならない。

事 項	基 準
1. 品 名 等	(1) 食品の性質を表わす名称を主要部分(ブランド等を示してある部分をいう。以下同じ。)に示すこと。 (2) 同一の品名のものであつて、原料の品種又は内容物の形、色、状態等が異なることにより、品位に差があるものにあつては、規則に定める基準に従つて、その原料の品種又は内容物の形、色、状態等が識別できる用語で、主要部分に示すこと。
2. 原材料の種類名	(1) 食品かん詰に含まれている原材料(調味料及び食品添加物を含む。)の種類名を「原材料」の文字の次に、多いものの順に示すこと。

- (2) 前項の規定にかかわらず、次の場合であつて、規則により定めるときは、原材料の種類名を省略し、又は簡略にして示すことができる。
- (イ) 品名で原材料の種類名が明らかなものにあつては、その原材料の種類名
- (ロ) 商品選択に当り社会通念上重要でないと認められる原材料の種類名
- (ハ) 食品衛生法により標示を義務づけられている食品添加物を、「合成甘味料添加」、「合成着色料添加」「合成保存料添加」、「合成殺菌料添加」又は「合成糊料添加」という用語で示すこと。
3. 原料の配合の割合 (1) 水産物又は畜産物に野菜を配合し、しょうゆ、砂糖等で味付けしたものにあつては、標示固形量に対する水産物又は畜産物の重量の割合を百分比で示すこと。
- (2) ベビーフードにあつては、標示内容量に対する畜肉又は魚肉の重量の割合を百分比で示すこと。
4. 内容量 (1) 内容量又は内容総量で示すこと。ただし、水を加えたものであつて、固形物と液汁が分離するものにあつては、固形量及び内容総量を、甲殻類水煮及び食用に供するまえに通常廃棄される液汁を含むものにあつては、固形量を示すこと。
- (2) 内容量の標示単位は、グラム、キログラム又はg、kgで示すこと。
5. 事業者の氏名又は名称及び住所 製造業者にあつては、住所及び氏名若しくは名称を、販売業者にあつては、住所及び氏名若しくは名称並びに販売業者である旨を示すこと。

6. 製造年月日 等	かんに密封したものにあつては、製造年月日、原料の種類名調理の方法及び製造工場名を表わす記号若しくは文字を打ち出し、又は印刷して示し、びんに密封したものにあつては、製造年月日及び製造工場名又はこれらを表わす記号若しくは文字を打ち出し、印刷し、又は打ち抜いて示すこと。
---------------	--

(輸入食品かん詰)

第 4 条 輸入食品かん詰に関する標示については、前条の規定に準じて規則に定めるところによるものとする。

(任意の標示事項)

第 5 条 事業者は、食品かん詰の容器に、次の表に掲げる事項を標示しようとするときは、それぞれ、同表に掲げる基準に従い標示しなければならない。

事 項	基 準
1. 商 品 名	商品名は、品名の文字の大きさの 1.5 倍以下の文字で示すこと。
2. 特 選 等	特選その他当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であることを示す文言を標示するときは、規則に定める基準に従つて示すこと。
3. 消費量の標 示	何人分、何人前その他これらに類似する文言を標示するときは、成人の通常の使用量を基準にして示すこと。

(特定の必要標示事項)

第 6 条 全国食品缶詰公正取引協議会は、第 1 条の目的を達成するために特に必要があると認める場合には、第 3 条及び前条に規定す

る事項のほか、これらの事項に関連する特定の標示事項又は標示の基準を規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第 7 条 事業者は、食品かん詰の原料の種類、形状又は品位、原料の配合割合又は調理の方法、添加物の種類その他食品かん詰の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

2.事業者は、食品かん詰の量目、内容物の個数、価格その他食品かん詰の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(全国食品缶詰公正取引協議会の設置)

第 8 条 この規約を適正に施行するため、全国食品缶詰公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

2.公正取引協議会は、この規約に参加する事業者、食品かん詰用の容器製造業者及びこれらの者が構成する事業者団体をもつて構成する。

(公正取引協議会の事業)

第 9 条 公正取引協議会は、次の事業を行なう。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規定に違反する者に対する措置に関すること。

(5) 関係官庁との連絡に関すること。

(6) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第10条 公正取引協議会は、第8条から第7条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者(当該食品かん詰の容器製造業者を含む。以下同じ。)を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行なう。

2.関係者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3.公正取引協議会は、前項の規定による調査に協力しない関係者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告しこれに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第11条 公正取引協議会は、第8条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行なった事業者に対し、当該違反行為に係る食品かん詰の回収その他当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行なつてはならない旨を文書をもつて警告することができる。

2.公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3.公正取引協議会は、前条第3項及び本条第1項若しくは第2項

の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

(規則の制定)

第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

2.前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

1. この規約は、公正取引委員会の認定の告示があつた日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、この規約の施行の前日に製造した食品かん詰については、この規約は適用しない。
2. 食品かん詰のうち、規則で定めるものであつて、この規約の施行の日から6月を越えない範囲内において規則で定める前日に製造したもの又は規則で定める前日に製造した印刷かんを使用するものについては、前項の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。
3. 第8条及び第9条の規定は、公正取引委員会の認定の告示があつた日から施行する。

缶詰JAS連絡協議会(仮称)設立準備会

日 時 昭和43年8月28日 18.30~16.30時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題	缶詰 J A S 連絡協議会設立について		
出 席	農林省消費経済局	消費経済課長	宮崎 武幸氏
	"	課長補佐	松岡 正次氏
	日本缶詰協会	専務理事	隅野 勇氏
	"	常務理事	平野 孝三郎氏
	"	"	東峰 勝雄氏
	"	庶務課長	井上 忠三郎氏
	"	技術課	渡辺 麟太郎氏
	日本製缶協会	専務理事	阿江 伸三氏
	全国缶詰問屋協会	"	北田 久雄氏
	日本蜜柑缶詰工業組合	"	村上 延衛氏
	日本食肉缶詰工業協組	"	淵 義愛氏
	日本農産缶詰工業組合	"	山内 正雄氏
	日本鮭蟹缶詰輸水組	"	渡辺 正雄氏
	日本鰯鱈缶詰輸水組	"	関口 進氏
	日本缶詰検査協会	"	新村 大三郎氏
	"	常務理事	鈴木 輝男氏

※ 準備会の概要

昭和36年に缶詰のJAS改訂整備が行なわれ、新しくJASマーク、格付方式などが制定されてすでに7年となつたが、本年5月30日には国会において4党共同提案による消費者保護基本法の成立を見、また缶詰の表示に関する公正競争規約もいよいよ9月2日告示と決定した。このように缶詰の規格ならびに表示については、今後業界にとつても常に重要な役割りを演ずることとなるが、関係諸官庁においてもJASをはじめ食品衛生法なども含め再検討しな

ければならない段階に入ってきた。

農林省ではこれに伴って「消費者保護対策強化大綱」の作成を進めており、①農林物資規格表示制度の改善、②苦情処理体制の整備、③消費者情報啓発活動の推進、④行政組織の整備および予算措置の充実などについて種々検討中である。特に缶詰の規格に関しては、農林省より「缶詰JAS連絡協議会（仮称）」を設け関係団体間の規格整備に関する意見調整機関を置いてはどうかとの呼びかけが業界側になされていたが、業界側もこの連絡協議会の推進を図るべきであるとの観点に立つて、8月28日日缶協議室において農林省消費経済局消費経済課宮崎武幸課長、同課松岡正次課長補佐を中心に缶詰関係の各団体専務理事が集まり「缶詰JAS連絡協議会（仮称）」設立準備会が開催された。検討内容は次の通り。

1. 名 称

名称については「缶詰JAS連絡協議会」とするより、「缶詰規格連絡協議会」の方がよからうとの意見であつた。

2. 目 的

目的は根幹となるべき点を謳い込むこととし、①規格整備に関する関係、業界の意見の調整、②規格（JAS）の徹底と普及促進でどうか。なお業務については以上の目的にかなうよう「全国缶詰公正取引協議会との連絡調整を図る」という点も織り込みながら適当な文言を作成する。

3. 構 成

連絡協議会の構成は缶詰の関連14団体の予定。

4. 事 務 局

事務局の設置については、日本缶詰協会内とし、特に会長を置かず幹事として日缶協の隅野専務理事が当たることに内定。

5. そ の 他

部会（たとえば水産、農産、食肉の各規格部会）の設置およびそれらの運営、専門委員会（規格、基準の内容に関する技術的事項について調査、審議を行なう）の設置およびその運営に関しては必要に応じ適宜に設けることとしてはどうかとの意見であつた。

なお全缶協としては、9月5日に在京規格部会を中心としてこの協議会につき準備会の経過報告と参加、可否の協議を行なうことになっている。

フルーツショー打合会

日 時	昭和43年8月28日	10.30~11.30 時
場 所	(株)北洋商会	7階会議室
内 容	「フルーツショー」協賛、参加について	
出 席	小田急電鉄 業務課	佐久間 隆 氏
	” ”	足立 慶 郎 氏
	朝日新聞 ”	板沢 直成 氏
	” ”	寺出 訓三 氏
	乃村工芸社	村田 喜秋 氏
	全国缶詰問屋協会 会長	浅井 二郎 氏
	” 副会長	中山 良助 氏
	(株)国分商店 仕入課長	安田 銀次郎 氏

※ 打合会の概要

8月26日小田急電鉄株業務課佐久間、足立両氏が、事務局を訪れ、向ヶ丘遊園で開催する「フルーツショー」（要領は別項に掲載）に協賛、参加の依頼があり、この日あらためて幹旋後の小田急電鉄株ならびに主催者である朝日新聞社の担当者を招き連絡打合せ会を開催した。この催しに対する主催者側の説明要旨は次の通りである。

1. 参加費用、事後における何らかの要求は一切行わない。ただし即売、試食する場所の飾つけは各社負担。
 2. 即売、試食場の効果、演出は自由。
 3. 会場の広さは45m×19m(300坪)。
 4. 缶詰の即売試食場は会場に接してテントを張り、さしかけ3m×40m程度を予定。なお庭園、イタリヤ館などを使用するも可。
 5. フロアショーは、例年同遊園地で開催しているが、動員数は50万명에達しており、今回のフルーツショーはそれ以上の動員を計画。
 6. パラエティーある催しとするため、国産品ばかりでなく、パインアップルなどの輸入品も即売、試食、展示して欲しい。
 7. 即売はなるべく市価より安い値段で協力していただきたい。
 8. 全缶協にて、この催しに協賛参加していただけるかどうか至急ご返事が欲しい。
- なお日本缶詰協会も協力することになっているが、日本農産缶詰工業組合、日本蜜柑缶詰工業組合ならびに日本製缶協会にも挨拶に回つたとのこと。
9. 今回の催しが成功すれば今後毎年開催したい。
 10. 飾りつけは会場設営担当の nomuradiaplay Co.Ltd. に依頼す

るも可。

だいたい以上のような説明のありましたるが、開催日までの余裕もないためできる限り早く全銜協働として参加できるか否かを知らせてほしいとの要望であつたので、打合せの結果一応参加の意志表示をし、その方法、その他細部的打合せは9月早々に普及宣伝部会、果実部会の在京関係部会員により検討することになつた。

昭和43年8月 日

全国銜詰問屋協会 殿

朝日新聞社

取締役社長 広岡知男

「フルーツショー」ご協力の件お願い

果実栽培国として、風土、気候条件等に恵まれた日本は、いまや世界有数の果実国になりつつあります。

そこで、朝日新聞社では、今回わが国で初めての試みとして、日本の果実産業の一助と、一般消費者の果物への理解を深めるため、「フルーツショー」を企画いたしました。

今回は第1回目でございますので、別記のように果実の消費PRをとおして、より豊かな暮らしに役立つ「フルーツショー」を主眼といたしたいと存じます。

どうぞよろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

記

1. 期 間 昭和43年 9月28日(土)から
昭和43年11月30日(土)まで

2. 場 所 向ヶ丘遊園
3. 主 催 朝日新聞社
4. 後 援 農 林 省
5. 指 導 千葉大学園芸学部長 永 沢 勝 雄
6. 協 力 各県、全販連、日園連、東京果物商業協同組合、日本缶詰協会、日本果実酒協会など
7. 協 賛 小田急電鉄株式会社
8. 内 容

(1) [屋内]催事館中心

ア. フルーツショー。テーマディスプレイ

(ア) ワインビン等の巨大造型物を中心に、その周辺にブドウ、ミカンリンゴ、ナシなどの秋の果物をマス展示(1週間か2週間ごとに果物の種類を変える。)

(イ) ブドウ酒のタルや各種酒ビンなどと、各種生果、加工品との立体構成によるマス展示。

イ. 日本の果実生産としての歩みと、各県ごとの果実生産の現状を紹介。また果実立国するための日本の果樹園の行方などを考える。

(ア) 各県生産の代表果実の紹介(木ノ実も含める。)

主として果実にまつわる物語(人物、外国との関係など)を中心に展開する。

(イ) 食生活中に占める果実の比重

日本、アメリカ、ヨーロッパの場合など、統計資料などに基づきカラーフォト、パネルなどで立体構成。

(ウ) 日本の珍しい果実の紹介、展示。

(エ) 店頭には出品されない山野の果物(あけびなど)の展示、紹介。

ウ. 世界の代表的果樹園の紹介と、各国の果実生産の現状。

(ア) アメリカ、ヨーロッパの代表的果樹園の紹介(造型物、カラーコルトン、フォトパネルなどによる紹介。生産高などにもふれる。)

(イ) 世界の各種果実の紹介(珍種も含む。)

エ. 果実加工産業の歩みと現状(生産メーカー別にコマ割りする。)

(ア) 加工産業の歩みを物語り構成

(イ) 果実加工品の種別紹介

a. 酒(ワインなどの発酵酒、ブランデーなどのじょうりゆう酒に分けて紹介。)

b. ジュース類

c. カンズメ類

d. 乾燥果実類(乾燥バナナ、乾ブドウなど)

(ウ) 果実加工機械の実演

a. 家庭で簡単にできる果実加工法(果実酒の作り方など)の紹介。

オ. 木の実コーナー

(ア) 日本の木ノ実、世界の木ノ実の種別紹介。

(イ) 木ノ実ノ食用法。

(ウ) 木ノ実加工機械の実演。

(2) [屋 外]

(1) 催事館前に各種果実を実のらせた果樹園を再現し、その中に各種の果実を型どつた楽しい造型物を点在させ、催事館へのゲートとする。

(2) 催事館ウラを中心に生産者、加工業者の展示コーナーを設ける。

ア. 業者別果実、木ノ実加工の実演、試食、即売。

イ. 業者別生産品、加工品の展示、紹介。

(3) 遊園内各所に果実別または業者別の展示館などを設け、展示、試食、即売を行なう。

- (4) 遊園入口付近にフルーツショーを意味づける大ディスプレイを設ける。
- (5) 大階段中間部にもフルーツショー的装飾に新たに考える。
- (6) オランジェリー館を利用し、温室果物(スイカ、メロン、イチゴ、バナナ、パイナップルその他)の実物と展示、紹介。
- (7) 松鶴庵を利用し、木の実の展示、試食、即売を行なう。

【 ホワイトツナ油漬、アスパラガス、スイートコーン 】

開缶展示見本試食懇談会の開催

水産部会、蔬菜部会では、ホワイトツナ、アスパラガス、スイートコーン缶詰の共同宣伝に呼応し、①3商品に対する扱い業者の理解度を高め、②製品そのものの価値を掘り下げ、③販売促進の実をあげる目的をもって、下記要領により以上3品種の開缶展示見本試食、販売促進懇談会を開催することになった。

開催日時 昭和43年9月17日 14.00~16.00時

場 所 東京商工会議所 第1会議室 第2会議室
東京都千代田区丸の内3~14 東商ビル(3階)

電話 (211) 4411番

催し内容 [開缶展示]

- ① ホワイトツナ油漬缶詰
- ② アスパラガス缶詰
- ③ スイートコーン缶詰

[見本試食]

以上3品種の缶詰見本の試食

[懇談会] (14.30~15.30 時)

3品種に関する販売促進のための懇談会

会 長	浅井二郎	販売促進について
水産部会長	坂下長作	まぐろ油漬について
蔬菜部会長	萩原弥重	アスパラガス、スイートコーンについて

主 催 全国缶詰問屋協会
協 賛 日本缶詰輸出水産業組合
日本農産缶詰工業組合
社団法人 日本缶詰協会

缶詰共同宣伝連絡事項

㈱博報堂、㈱電通の2代理店を通じて実施中の缶詰共同宣伝は百貨店、スーパー、団地関係(担当は博報堂)を対象にホワイトツナ、アスパラ、スイートコーン3品種の展示、即売、料理実演が東京中心に開かれているが、その後一部名古屋、京都地区、大阪地区もこのほど決定したので、いままで実施されてきた共同宣伝の経過と併わせ今後のスケジュールについてお知らせ致します。

〔テレビ関係〕

1. 博報堂担当の東京フジテレビ15秒スポット(100本)名古屋CBCテレビ(122本)、大阪朝日放送テレビ(120本)は7月末をもって終了。
2. 電通担当のTBS全国ネット放送のニュースショー「おはようにつぼん」(朝8.00~9.00時)の缶詰一口メモ(50秒)は局側の好意により1週間延長となり8月9日をもって終了。
3. その他TBS、フジ、NTVの各局スタジオドラマ番組に缶詰を利用する

場面を随時挿入するよう現在電通において交渉中。

〔雑誌、新聞広告その他〕

1. 新聞、雑誌、交通広告は全佑協月報7月号掲載の通り実施完了または実施中。
2. 9月中の雑誌広告掲出予定。
 - 女性自身：9月3週号（4色刷1ページ）
 - 女性セブン：9月4週号、10月2週号（ 〃 ）
 - 主婦の友：10月号（ 〃 ）
 - 婦人倶楽部：10月号（4色刷2ページ）
 - クック：10月（ 〃 ）
3. 電車中吊広告については11～12月にかけて主要都市対象に後半のPR活動を行なう予定であり、現在ラフスケッチをもとに検討中（担当は博報堂）

〔ホワイトツナ、アスパラ、スイートコーンの展示即売料理実演〕

1. 東京地区スーパー関係

- ① 東光ストアー（10店） 7月19日～8月4日（終了）
- ② 小田急百貨店 7月26日～7月31日（ 〃 ）
- ③ サンコーストア 8月5日～8月13日（ 〃 ）
（5、6日鶴見、8～10日小田店、網島店、11～13日川崎駅前店、小杉店）

- ※ ④ イトーヨーカ堂 蒲田店、三輪店 8月16、17、18日
- ⑤ 西友ストアー（10店） 11月上旬予定。

2. 東京地区百貨店関係

- ① 西武百貨店（渋谷店） 8月23日～8月28日

㊤ 榎 大 丸(東京店) 8月30日～9月4日

3. 東京地区団地、社宅関係(料理講習会)

㊠ 浜見平団地 8月21日 (料理講師派遣)

㊡ 常盤平団地 8月19日 (")

㊢ 小平団地 8月20日 (")

㊣ 富士製鉄社宅 (南平台) 8月18日 (")

㊤ 八幡製鉄社宅 (吉祥寺) 8月17日 (")

㊦ 日本鋼管社宅 9月初旬予定 (")

4. 名古屋地区デパート関係

㊠ オリエンタル中村食品売場地下1階 9月17日より1週間実施。

㊡ 名鉄百貨店(交渉中)

5. 名古屋地区スーパー関係

㊠ 名古屋ショッピングセンター 池下店、笠寺店、9月中旬予定。

㊡ ほていや 庄内店、桜山店

第1案 9月21.22.23日

第2案 9月24.25.26日

㊢ 西川屋子エーン(交渉中)

6. 名古屋地区団地関係

㊠ 志賀、鳩岡

㊡ 虹ガ丘 } 9月19日.20日.21日の3日間で終了する

㊢ 鳴子 } よう日程を今後奥様ジャーナルが間に入り団地と

㊣ 岩倉 } 交渉中

㊤ 知立 }

以上5カ所の集合所を使用する。

なお講師は日缶協納富氏とアシスタント1名。

7. 追跡調査について

共同宣伝の追跡調査は社団法人中央調査社に委嘱していたが、このほど調査設計(案)が作成されたので去る8月5日および8月14日開催の共同宣伝専門小委員会においてこれを検討、ほぼ原案通りの設計にもとづき調査実施に入ることとなった。

なお今回は「普通世帯」と「団地世帯」が調査対象にとりあげられている。

大阪地区(京都、神戸地区を含む)

実演プロモーションスケジュール及び内容報告会

日 時：8月26日(月) 14:00～16:00

場 所：日本缶詰協会 関西支部 ニュー八千代ビル三階

出席者：順 不 同

野田喜商事一野田社長 吉川商店一西出常務

大橋一大橋社長 松下商店一大同課長

国分商店一大西課長補佐 加藤産業一吉田課長

長井藤商店一伊藤専務 逸見山陽堂一沢田支店長、博報堂

実演プロモーション スケジュール

大阪、神戸、京都地区

① 団地関係

決 定 9月7日 14:00～16:00

観月橋団地 京都市伏見区桃山町泰長老 540戸+(市営住宅
1,000戸)

決 定 9月8日 10:30～12:30

香里団地 枚方市香里ヶ丘 4,819戸

決 定 9月9日 10:00~12:30

旭ヶ丘団地 豊中市旭ヶ丘 1,486戸

決 定 14:00~16:00

千里津雲台 吹田市津雲台(千里ニュータウン) 1,100戸

内 定 10月中旬 浜甲子園団地 西宮市坂川町 4,602戸

内 定 10月中旬 西武庫田地 尼崎市武庫元町 2,192戸

交渉中 10月中旬 八幡製鉄堺市社宅 約1,000戸

② 百貨店関係

決 定 10月 8日~10月13日 大丸 大阪店 地下食品売場

決 定 10月 8日~10月13日 大丸 神戸店 "

決 定 10月15日~10月22日 大丸 京都店 "

交渉中 10月29日~11月 3日 阪急 梅田店 "

③ スーパーストア関係

決 定 9月28日~10月 3日 京都厚生会 (1店3日)

決 定 9月28日~ 9月30日 " 丹羽ストア(1店3日)

決 定 10月 1日~10月 3日 " 富久屋 (1店3日)

決 定 10月14日~10月26日 ダイエー各店 (1店2日)

内 定 10月28日~11月 3日 灘生協各店 (1店3日)

交渉中 10月22日~10月27日 シロー各店 (1店3日)

店舗分布は
広範囲に大
阪・神戸周
辺をカバー
する。

1. 実演プロモーションの基本的な考え方として、あくまでも実演缶詰料理普及試食を主とする。
2. 出席者一同より、実演各店舗には積極的、自主的な交渉はしない。店舗より問合せがあれば納入価格等話合をする。
3. 実演使用缶詰は、実演店舗に売られているものとする。
4. 各店舗に本実演プロモーションのために缶詰種別統一ブランドを出荷する意見があつたが否決された。

5. 阪急梅田店交渉不成立の場合にはスーパーストア・オアシス(阪急系)系統2~3店舗行う様要請有。

司 厨 士 関 係 パ プ リ シ テ ィ ー

共同宣伝の一環として、缶詰料理試食研究会を、主催社団法人全日本司厨士協会(東京都港区六本木6~2~12 司厨士会館、会長齊藤文次郎氏)で昭和43年9月26日11.00~16.00 時ワールド、クッキング、スクール(司厨士会館2階)で行なわれる。なお、これは博報堂の宣伝予算のなかから支出される。なお同司厨士協会の案内要旨は次の通りである。

缶 詰 料 理 試 食 研 究 会

- 主 催 社団法人全日本司厨士協会研究部
後 援 社団法人日本缶詰協会
協 力 社団法人全日本司厨士協会関東地区本部組織部
日 時 昭和43年9月26日(木)AM 11:00~PM 4:00
会 場 ワールド、クッキング、スクール
(東京都港区六本木6~2~12 司厨士会館2階)

社団法人全日本司厨士協会研究部は、社団法人日本缶詰協会の後援を得て、上記の通り缶詰料理試食研究会を開催いたします。

この研究会は、従来会員各位が利用されておられる商品を含めて、缶詰に対する認識を新たにすると共に業務用としての価値を最大に開発して企業利益に貢献して頂きたいと考えて催すものであります。

食物の貯蔵については、人間の歴史がはじまつて以来、重要な生活技術として

研究が続けられて来ましたが、最近の食品工業の分野での科学的研究はめざましく、大量生産、大量消費の近代生活に適応するため限りない発展を続けております。

缶詰食品が、一般家庭用から脱皮して、業務用としての分野に積極的に進出を目指して来たことは、私共司厨士の立場からも歓迎すべきことであり、その経済性、保存性、衛生性のみでなく、半加工品による調理時間の短縮からも、これから開発される商品についての私共の立場からのアドバイスにより一層価値ある商品として発展してゆくことと信じます。

皆様ご多用のことと存じますが、経営者の方にもお呼びかけ下さつて、お誘い合せご来場下さるようお願いいたします。

昭和48年9月10日

社団法人 全日本司厨士協会研究部

研究部長 辻 村 佳 也

調理製作 佐 藤 良 造

-----◇-----◇-----
缶 詰 料 理 試 食 研 究 会

参 加 申 込 書

氏 名

(外 名)

勤 務 先

T E L ()

地区委員会

農林省とのJ A Sについての懇談会

日 時 昭和43年8月26日 11.00~14.00時

場 所 日比谷 松本楼

- 主な内容
1. 缶詰のJ A Sの現状について
 2. 日本農林規格の改訂、整備について
 3. J A Sについての要望

出席(農林省)

農林省農林経済局消費経済課長 宮崎武幸氏
" 課長補佐 松岡正次氏
" 事務官 是永東彦氏

(業界側)

日本農林規格協会 常務理事 原正雄氏
日本缶詰検査協会 理事長 鈴木一美氏
" 専務理事 新村大三郎氏
" 常務理事 鈴木輝男氏
日本缶詰協会 専務理事 隅野勇氏
" 常務理事 平野孝三郎氏
" 業務部長代村井武夫氏
全国缶詰問屋協会 会長 浅井二郎氏
" 副会長 中山良助氏
" 専務理事 北田久雄氏
(株)逸見山陽堂 植田収氏
(株)国分商店 安田銀次郎氏
野崎産業(株) 秋間健次氏
日缶商事(株) 八尋大吉郎氏

㈱ 矢口屋商会

萩原 弥重 氏

㈱ 明治屋

高崎 康二 氏

三井物産(株)

小滝 寛長 氏

事務局

中沢 和雄

※ JAS懇談会の概要

本年5月の国会において4党共同提案により、消費者保護基本法が成立したが、これにともない日本農林規格の内容も再検討のうえ改正される予定となつた。また同時に缶詰のJASの受検は他の食品に比べ少なく、農林省としても缶詰のJAS受検の推進と普及をはかるため、業界の積極的な協力を得たいとの主旨により、今回は問屋側のJASについての考え方、要望を聞くという形でこの懇談会が開かれた。

先ず農林省から消費者保護対策の強化について、農林省作成の資料にもとづき、宮崎課長ならびに松岡課長補佐から説明が行われた。

1. 消費者保護対策の強化について

一、農林物資規格表示制度の改善

1) 日本農林規格(JAS)の充実

(1) 対象品目の拡大

消費者の購入の手引とするため規格設定の必要性が強い品目については極力規格を制定するという方針のもとに、さらに計画的に規格設定品目の拡大を図る。

(2) 輸入品への適用

最近における加工食品輸入増加の実情にかんがみ、輸入品についてもJAS格付を受けうる途を開くものとする。

(3) 規格内容の改善・向上

現行規格についても計画的に再検討を行ない、品質に関する基準の引上げおよび規格の分化等規格内容の改善を行なう。

(4) 格付の改善

認定工場制を法に明記するほか、格付の効率化を図るための格付方法の改善および格付の適正を保持するための格付従事者の研修、格付機関の事務所および認定工場に対する検査指導等の強化を図る。

2) 表示の適正化

(1) J A S規格における表示の改善

J A S規格は、品質の基準であると同時に表示の基準であるという性格を有しているが、現行J A S規格における表示の規定にはなお不十分な点もあるので、J A S規格について、消費者保護の見地から必要な表示項目の追加、表示の方法の明確化等の改善を加えるとともに、不適正な表示は格付の際きびしくこれを規制するよう指導を強化する。なお、この場合食品衛生法等他の法令によつて表示を義務づけられている項目については極力調整を行ない、まとめて表示できるよう措置する。

(2) 表示原則の確立

J A Sの格付を受けないものおよび規格の制定されない品目でも必要な品目については適正な表示を一般的に強制できる旨の原則を確立し、不当景品類及び不当表示防止法の運用とあいまつて食品表示の適正化を期することとし、表示基準の設定、これを遵守すべき旨の指導、違反事業者に対する指示および違反事実の公表等の措置を講ずる。

3) 監視体制の整備

J A Sマーク品がJ A S規格に適合しているかどうかおよび表示基準の定められた非J A Sマーク品の表示が適正であるかどうかを監視するた

め国の輸出品検査所を、農林物資検査所（仮称）に改組し、これに市販品の買上げテストを行なわせるほか、全国の主要都市に食品モニター（仮称）をおく。

二 苦情処理機構の確立

苦情の受付窓口は地方公共団体が担当し、国は業者団体における苦情処理体制の整備および必要な商品テスト体制の整備を図ることによりこれをバックアップするという考え方を基本とし次の措置を講ずる。

- (1) 日本農林規格（JAS）協会内に関係業界の代表等からなる食品苦情処理委員会（仮称）を設けて業界が自主的に苦情を処理する体制の整備を図るとともに、地方農政局を經由して受付窓口からこれに事案を回付するというルートを確立する。なお行政的措置を要する問題については地方農政局から本省に回付して処理する。
- (2) 都道府県に設けられる生活センター（仮称）に簡易な商品テスト施設を設け、苦情相談に応じさせる。
- (3) 必要なテストについては、上記生活センターにおいてこれを行なうほか、必要に応じて農林物資検査所において、センターからの依頼により補充的テストを行なう。

なお、苦情のうち行政的措置を要するもの、行政による指導・調整を要するもの等については、省内に関係部課の連絡機構を設けて所要の調整を行ないつつ、その処理にあたる。

三 消費者情報啓発活動の推進

消費者に正しい商品知識を与え合理的な商品選択ができるようにするため次により消費者に対する情報啓発活動を強化する。

- (1) 従来から実施している消費者情報提供事業（TV）の内容をさらに充実し、食品購入および調理知識の普及、生鮮食料品の市況解説、JASの普及等のほか、苦情に対する回答等の内容をおり込む。

- (2) 都道府県に生活センター（仮称）を設け、JASに関する展示会、加工食品の購入調理の講習会等の事業を行なわせる。
- (3) 消費者苦情の処理とJAS規格の普及をねらいとして、JAS協会にJAS品の展示、比較テスト、公開苦情相談等を内容とする移動苦情相談所を全国各地で開催させる。

四 行政組織の整備および予算措置の充実

1) 行政組織の整備

農林物質規格表示制度の運営の円滑を期するため現行農林物資規格調査会を農林物資規格表示審議会（仮称）に改組し、その運営を改善するほか、各種対策の適確な実施を確保するため、本省内関係部課の調整の緊密化、輸出品検査所の農林物資検査所（仮称）への改組、地方農政局の担当係の新設等の措置を講ずる。

2) 予算措置等の充実

上記の措置に伴う予算措置として、規格および表示基準の設定普及に必要な経費、規格表示基準に係る市販品監視に必要な経費、苦情処理に必要な経費、情報啓発活動に必要な経費等を昭和44年度予算において要求する。

2. JASの状況について

日本缶詰検査協会、新村専務理事、鈴木常務理事からJASの検査状況について説明があつた。

なおJAS格付実績は次の通りとなつている。

食料かん詰および食料びん詰 JAS 格付実績一覧表

	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
水産物缶詰	1,796,591	2,047,703	2,090,990	1,199,206	1,508,447
農産物缶詰	969,188	596,758	1,124,409	1,713,681	2,195,373
畜産物缶詰	390,816	575,655	803,746	760,569	817,190
特殊缶詰	726	5,884	31,015	9,409	26,863
食料壺詰					99,503
合計	3,157,321	3,226,000	4,050,160	3,682,865	4,647,376

3. 全缶協会の JAS に対する意見

JAS のあり方について議論をすると、問屋もメーカーも話がかからない程の問題が山積している。一番大きな問題は JAS のメリットの点であり、現段階では JAS マークをつけてもつけなくてもさして大差がないということである。また経費の面からも缶詰産業は不振で貧しいということ、そこに缶詰の JAS が普及しない大きな原因があると思うので、こういう状況も含めて JAS の改正には配慮がなされるべきである。JAS の改正をする場合にわれわれ業界の立場から、一番困ることは、食品衛生法、公正取引法、消費者保護基本法などと、二重にも三重にもしばられることで、われわれは日本政府は一つではないかという考えを持っているが、食品衛生法は厚生省、JAS は農林省、表示法は、公取委、その他は何省といつたようにそれぞれ管轄官庁が違うことで、表示の問題にしても、あの狭い場所になにもかも書けといった場合に、商品としてのデザインができず、わけのわからないものになってしまう。前進的な改正ということはわれわれも積極的にやるが、それが何重にもしばられることは、生産性を遅らせることになり、生産性が低くなる

ことは同時に価格が高くなり、逆行しかねない心配もある。

また、JASは、最低水準ではなく、消費者が安心して買える商品であるというPRも必要で、消費者にJASマークをつけることによつて信頼感を与えるといった一つの感覚を持たすことが、JASを普及させる大きな要因となる。しかしその前に業界がなぜJASをつけないかを検討してみなくてはいけないのではないか等々積極的な意見を述べた。

農林省、鈴木洋酒店の配送機構を見学

日時 昭和43年8月27日 15.00時～
場所 (株)鈴木洋酒店 応接室
見学 機械計算室 深川倉庫、その他
内容 1. 問屋、配送機構及び流通経路についての見学、および懇談
出席 (農林省)

経済局企業流通部長 大河原 太一郎 氏

企業振興課課長補佐 堤氏 同 芹沢氏

商業課 西出事務官

(業界側)

(株)鈴木洋酒店 取締役社長 鈴木 崇 氏

機械計算課長 太田 潔 氏

全国缶詰問屋協会 中沢 和雄

※ 農林省の配送機構見学の主旨

これは農林省でこのたびの機構改革もあつて、食品の流通部門をもつと掘り下げて行政の面に反映させてゆきたいという主旨によるものであるが、初め農林

省では、懇談会形式を考えていたが、部長の意向もあり、直接現場を見て説明を受けた方がよく判るとの考えにより、急遽鈴木洋酒店の訪問となったもので、鈴木社長が現在問屋が直面している問題点やその解決方法、事務合理化のための諸施策についての説明を行なった。

会 員 消 息

[社名変更と役員の変動]

株式会社布屋商塵（東京都中央区八丁堀4丁目1番地）では、8月16日定時株主総会を開き、新年度の計画として、社屋の新增築、在庫商品の充実と倉庫の整備並びに商品管理制度の確立、社員の厚生施設の整備等に全社を挙げて努力する方針が打ちだされたが、同時に役員任期満了に伴い改選が行なわれ、新陣容が決定した。

新社名	株式会社 布屋上野商塵
取締役会長	小 田 康 治 氏
代表取締役	上 野 裕 章 氏
取 締 役	上 野 勝 靖 氏
監 査 役	仲 井 忠 治 氏
相 談 役	上 野 圭之輔 氏
	刀 田 一 郎 氏

故半田進氏に正六位勲五等双光旭日章

政府は、故半田進氏（前任田物産社長）に対し、生前の功勞にむくい8月2日

正六位勲五等双光旭日章を贈った。

野田 鉦三郎 氏 逝 去

株式会社大彦商店（名古屋市中村区小島町85）取締役社長は、かねて病氣療養中のところ、8月27日午後7時25分逝去。告別式は合同社葬をもって、下記の通り執り行なわれる。

日 時 9月4日（水） 葬 儀 午後1時～2時
告別式 午後2時～3時

場 所 覚 王 山 日 泰 寺
（名古屋市中村区法王町1の1）

株 式 会 社 大 彦 商 店

株 式 会 社 野 田 彦 商 店

株 式 会 社 大 丸 食 品

大 八 食 品 株 式 会 社

株 式 会 社 ダ イ ヒ コ

葬 儀 委 員 長 森 田 清 氏

副 委 員 長 石 黒 袈 裟 三 氏

古 沢 要 氏

喪 主 野 田 公 明 氏

女 野 田 安 子 氏

田 中 直 氏 逝 去

花菱乾物(株)常務取締役田中直氏は、病氣療養中のところ、8月2日午前6時死去された。享年76、告別式は3日大阪府豊中市長興寺南1丁目の自宅で午後2時から社葬で営まれた。

関 連 団 体 報 知

日本食肉缶詰工業協同組合では、本年度宣伝事業の一環として、下記のようにテレビ宣伝を実施することになった。

タイトル「私の旅、あなたの旅」

提 供 日本食肉缶詰工業協同組合

協 力 日本国有鉄道

制 作 毎日映画社

放 映 9月14日(土)より毎土曜日12月7日迄

時 間 東京 日本テレビ(NTV) 10.30~10.45

大阪 読売テレビ(YTV) 10.30~10.45

但しYTVのみ、10月5日、11月2日、12月7日のみ

11.35~11.50 の予定。

’68 東京国際包装展開催

9月4日~10日 晴海埠頭で第2回東京国際包装展が開催される。

出品総小間数 767

出品者総数 198社

包装資材、包装機械、包装材料加工機械、食糧機械、その他関連産業の新製品がいつせいに展示される。

